

燕市印鑑条例の一部改正について

燕市印鑑条例（平成18年燕市条例第15号）の一部を次のように改正するものとする。

令和元年9月10日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市印鑑条例の一部を改正する条例

燕市印鑑条例(平成18年燕市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第5条第2項第1号中「氏、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項)を「氏、名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(令第30条の16第1項)に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第3項中「記録」を「記載が」に改める。

第6条第1項第3号中「氏名(」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。))がされている場合にあっては、氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録」を「の記載が」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項第6号中「記録」を「記載が」に改め、同条第2項中「磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))」を「磁気ディスク」に改める。

第11条第1項第3号中「氏又は」を「氏(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)又は」に改める。

第12条中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改め、同条第1号中「氏名(」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては、氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録」を「の記載が」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同条第4号中「記録」を「記載が」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年11月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の燕市印鑑条例の規定により印鑑登録を受けている者は、この条例による改正後の燕市印鑑条例の規定により印鑑登録を受けたものとみなす。